

調達機器等リスト

[illegible]

15										
16										
17										
18										
19										
20										

*1: 本実証で使用する基地局、コア設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの）、端末、データ処理設備等を記載すること
*2: e 開発供給計画認定実績の有無については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であるか否かにより判断すること。